

(別紙)

原城跡世界遺産センターキャッシュレス対応 券売機等導入仕様書

第1 適用

この仕様書は、南島原市が実施する原城跡世界遺産センターキャッシュレス対応券売機等導入（以下「本業務」という。）の仕様を定めるものである。

第2 業務の対象とする施設の概要

1 施設の名称及び位置

本業務の対象とする施設の名称、位置及び概要は、次のとおりである。

- (1) 名称 南島原市原城跡世界遺産センター（仮称）（以下「世界遺産センター」という。）
- (2) 位置 南島原市南有馬町乙1847番地1

2 施設の概要

世界遺産センターは、原城跡の本質的価値の理解促進及び地域振興を図るために設置する施設で、「原城跡」のガイダンス施設を核として、地元特産品等の物産販売施設及びイベント交流、観光情報の発信・案内施設等の便益施設をもって構成する複合施設である。

なお、世界遺産センターは、現在建設中で、令和9年3月までに供用開始する予定である。

- (1) ガイダンス施設（展示室、サテライト展示コーナー、収蔵庫その他のガイダンスに関する施設）
- (2) 物産販売施設（売場、厨房、事務室その他の地域特産物等の製造、保管、販売、情報発信に関する施設）
- (3) 便益施設（イベント交流ゾーン、マルシェゾーン、観光案内、トイレ、駐車場その他の来場者の便益に関する施設）

第3 業務の概要

1 業務の内容

本業務は、世界遺産センターに設置する券売機、レジスター及びPOSシステム並びにこれらの機器等の可動に必要な周辺機器及び操作説明書を購入（機器等の搬入、据付、初期設定、動作確認、仮可動・本可動立会、操作説明・研修等の本可動までに要する全て経費を含む。）するもので、その調達方法は、売買契約とする。

なお、本業務において購入する主な機器等の名称及びその数量は、次に記載の

とおりとし、(1)から(3)までの機器及びシステムは、連動して可動するものとする。

- (1) キャッシュレス対応券売機 1台
- (2) POSレジスター 1台
- (3) POSシステム 1式

2 主な購入機器等の要件

(1) キャッシュレス対応券売機

キャッシュレス対応券売機（以下「券売機」という。）は、ガイダンス施設の受付付近に設置することを想定しており、ガイダンス施設に入場しようとする者が、セルフサービスにて入場券を購入するために設置するもので、次に記載する要件（要件と同等以上の機能、効果が生ずる代替措置を講じる場合を含む。）の全てを満たすものとする。

番号	区 分	要 件																							
1	入場料の納付方法	券売機は、現金決済及びキャッシュレス決済（MINAコイン決済を除く。）の方法による入場料の納入に対応できる機能を有すること。																							
2	入場券・領収証書等の発行	券売機は、次の表に記載する入場料（予定）の全てに対応する入場券及び入場券と一体となった入場券控え兼領収証書（キャッシュレス決済の場合は、入場券控え兼利用明細書。以下この表において「入場券等」という。）を発行できること。 <table><tr><th rowspan="2">入場者の区分</th><th colspan="2">入場料（予定）</th></tr><tr><th>個 人</th><th>団 体</th></tr><tr><td>1 大人</td><td>1 人 800円</td><td>1 人 600円</td></tr><tr><td>障がい者等</td><td>1 人 400円</td><td>1 人 300円</td></tr><tr><td>2 高校生</td><td>1 人 500円</td><td>1 人 400円</td></tr><tr><td>障がい者等</td><td>1 人 200円</td><td>1 人 100円</td></tr><tr><td>3 小・中学生</td><td>1 人 400円</td><td>1 人 300円</td></tr><tr><td>障がい者等</td><td>1 人 200円</td><td>1 人 100円</td></tr></table>	入場者の区分	入場料（予定）		個 人	団 体	1 大人	1 人 800円	1 人 600円	障がい者等	1 人 400円	1 人 300円	2 高校生	1 人 500円	1 人 400円	障がい者等	1 人 200円	1 人 100円	3 小・中学生	1 人 400円	1 人 300円	障がい者等	1 人 200円	1 人 100円
入場者の区分	入場料（予定）																								
	個 人	団 体																							
1 大人	1 人 800円	1 人 600円																							
障がい者等	1 人 400円	1 人 300円																							
2 高校生	1 人 500円	1 人 400円																							
障がい者等	1 人 200円	1 人 100円																							
3 小・中学生	1 人 400円	1 人 300円																							
障がい者等	1 人 200円	1 人 100円																							
3	入場券・領収証書等の発行	券売機は、入場券等に南島原市が指定する事項を印字できること。																							
4	入場券・領収証書等の発行	券売機は、一度に複数人の入場券等を購入できる機能を有すること。																							
5	入場券・領収証書等の発行	券売機は、複数人の入場券を一度に購入した際、1人ごとに1枚の入場券等を発行できること。																							
6	現金の対応金種	券売機は、紙幣（一万円、五千円及び千円券）及び硬貨（500円、100円、50円及び10円硬貨）による入場料の納入ができること。																							
7	入場料の納付方法及びキャッシュレス決済のブランド	キャッシュレス決済の方法による入場料の納入に関し、券売機は、次の表に記載するブランドに対応できる機能を有すること。 <table><tr><th>種 類</th><th>ブランド</th></tr><tr><td>クレジットカード</td><td>VISA、MASTER、JCB</td></tr><tr><td>電子マネー</td><td>WAON、楽天Edy、iD、QUICPay、交通系マネー（全国相互利用対応IC等）</td></tr><tr><td>コード決済</td><td>PayPay、D払い、auPay</td></tr></table>	種 類	ブランド	クレジットカード	VISA、MASTER、JCB	電子マネー	WAON、楽天Edy、iD、QUICPay、交通系マネー（全国相互利用対応IC等）	コード決済	PayPay、D払い、auPay															
種 類	ブランド																								
クレジットカード	VISA、MASTER、JCB																								
電子マネー	WAON、楽天Edy、iD、QUICPay、交通系マネー（全国相互利用対応IC等）																								
コード決済	PayPay、D払い、auPay																								

8	キャッシュレス決済取扱ブランドのアクセプタンスマーク	券売機の初期可動時及びキャッシュレス決済取扱ブランドの追加・変更時に、アクセプタンスマーク（ステッカー等）を本業務の受注者又は決済代行業者の負担により作成すること。また、取扱ブランドに変更が生じた場合は、その都度対応すること。
9	キャッシュレス決済ブランドの利用申し込み	入場料のキャッシュレス決済に係る各ブランドの利用について、登録に必要な手続きの支援を行うこと。 ※ 決済代行業者が代行して行う場合も可とする。
10	キャッシュレス決済の代行業者	入場料の収納事務を簡素化するため、キャッシュレス決済の代行業者を1社に集約できること。なお、当該代行業者は、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎、知識・経験及び十分な社会的信用を有すると南島原市が認める者に限る。
11	券売機の操作パネル	券売機の操作パネルは、タッチパネル方式であること。
12	券売機の操作パネル	券売機の操作パネルは、概ね20インチ以上又はこれと同等の視認性を有するサイズで、かつ、カラー方式であること。
13	券売機の操作パネル	券売機の操作パネルは、オリジナルデザインの画面が作成できるものとし、受注者において作成すること。なお、作成したオリジナルデザインの知的財産権は、南島原市に帰属するものとし、詳細は、契約時に協議すること。
14	券売機の操作パネル	券売機の操作パネルは、日本語のほか英語、中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語に対応できる機能を有すること。なお、操作パネルに表示する外国語の内容は、受注者において翻訳して作成すること。
15	操作	券売機は、入場者の区分及び入場料の金額の変更、追加、削除等の設定変更を施設の管理者が行える機能を有すること。
16	操作	機器の操作が不慣れな来場者に配慮するため、券売機は、次の機能の全てを有すること。 ① 操作パネルに操作ガイダンスが表示される機能 ② 音声により操作ガイダンスが流れる機能 ③ 紙幣投入口が光るなどの機能 ④ 案内表示、音声、ランプなどによる釣銭、入場券等の取り忘れを防止する警告の機能

※ 券売機において発行する入場券及び入場券と一体となった入場券控え兼領収証書（キャッシュレス決済の場合は、入場券控え兼利用明細書）の印字事項は、次のとおりであること。

（現金決済の場合）

No. 2027-999999
南島原市原城跡世界遺産センター ガイダンス施設 入場券
個人（一般）大人 800 円（税率 10%）
納付方法：【券売機】－【現金】
発行：2027 年 00 月 00 日 00 時 00 分
-----（切り取り線）-----
No. 2027-999999
南島原市原城跡世界遺産センター ガイダンス施設入場券（控え兼領収証書）
個人（一般）大人 800 円（税率 10%）
納付方法：【券売機】－【現金】
2027 年 00 月 00 日 上記のとおり領収しました。
南島原市会計管理者 登録番号 T0000000000000
【問合せ先（南島原市指定公金事務取扱者）】
南島原市指定公金事務取扱者の名称
南島原市指定公金事務取扱者の所在地
（TEL 電話番号）

（キャッシュレス決済の場合）

No. 2027-999999
南島原市原城跡世界遺産センター ガイダンス施設 入場券
個人（一般）大人 800 円（税率 10%）
納付方法：【券売機】－【決済ブランド名】
発行：2027 年 00 月 00 日 00 時 00 分
-----（切り取り線）-----
※ この用紙は、領収書ではありません。
No. 2027-999999
南島原市原城跡世界遺産センター ガイダンス施設入場券（控え兼利用明細書）
個人（一般）大人 800 円（税率 10%）
納付方法：【券売機】－【ブランド名】
発行：2027 年 00 月 00 日
【問合せ先】
施設管理業務等の受託者の名称
施設管理業務等の受託者の所在地
（TEL 電話番号）

(2) POSレジスター

POSレジスター（以下「レジ」という。）は、ガイダンス施設の受付カウンターに設置することを想定しており、世界遺産センターに従事する職員が操作し、ガイダンス施設の入場券の販売、イベント交流ゾーン・マルシェゾーン使用料の徴収並びに書籍その他物品の販売のために使用するもので、次に記載する要件（要件と同等以上の機能、効果が生ずる代替措置を講じる場合を含む。）の全てを満たすものとする。

番号	区 分	要 件
1	レジの種類	レジの種類は、POS一体型レジ（POSシステムをレジスター本体に搭載するレジ）又はPOS分割型レジ（POSシステムを搭載する端末（パソコン等）で管理するレジ）であること。
2	レジの種類	レジは、現金決済のセルフレジ機能を有すること。
3	レジの付属機能等	世界遺産センター（物産販売施設を除く。）で取り扱う入場料、イベント交流ゾーン・マルシェゾーン使用料及び書籍その他物品（以下この表において「取扱物品等」という。）の品名、金額等の情報を記録したバーコードを読み取ることができる機器及び機能を有すること。
4	レジの付属機能等	POS一体型レジ又はPOS分割型レジの端末（パソコン等）において、取扱物品等の品名、金額等の情報をレジのバーコード読み取り機器で読み取るためのバーコードを出力する機能を有すること。
5	レジの付属機能等	POS一体型レジ又はPOS分割型レジの端末（パソコン等）にUSBメモリー等の記録媒体を装着し、管理者画面において、デジタルデータを出力できる機能を有すること。
6	使用料等の徴収の方法	レジは、現金決済及びMINAコイン決済の方法に対応できる機能を有すること。なお、MINAコイン決済の方法は、次に記載のとおりで、決済代行業者との決済手続きは、別途南島原市が行う。 ※1 「MINAコイン」とは、南島原市と㈱十八親和銀行が連携して運営する電子地域通貨で、MINAコイン専用のアプリケーションをダウンロードしたスマートフォンにコインをチャージ（1コイン＝1円＝1ポイント）し、南島原市内の加盟店において商品代金の支払いに使用することができる電子マネーをいう。 ※2 「MINAコイン決済」の方法は、商品の購入者が、MINAコインアプリの機能を用いて加盟店設置のQRコードを読み取り、アプリに商品代金の額を入力し、加盟店に、入力した商品代金の額（アプリ画面）の確認を得た後に「決済」を実行することで支払いが完了する。 また、加盟店側は、商品の販売時にレジスター等に商品名、商品代金並びに決済の方法（MINAコイン決済）を入力し、アプリ画面に商品代金の額が入力されていることを確認した後、商品の購入者にレシート（利用明細書等）を交付する。 なお、加盟店は、後日、決済代行業者（㈱十八親和銀行）にweb上で換金を依頼し、加盟店の預金口座に換金手数料を差し引いた商品代金が入金される。（詳細は、南島原市の公式ホームページ「MINAコインに関するお知らせ」を参照）
7	入場券の販売	レジは、「① キャッシュレス対応券売機」の項の表に記載する入場料（予定）の全てに対応する入場券及び入場券と一体となった入場券控え兼領収証書（MINAコイン決済の場合は、入場券控え兼利用明細書。以下この表において同じ。）を発行できること。
8	入場券の販売	レジは、一度に複数人の入場券を購入できる機能を有すること。

9	入場券の販売	レジは、複数人の入場券を一度に購入した際、1人ごとに1枚の入場券等を発行できること。						
10	イベント交流ゾーン及びマルシェゾーンの使用料の徴収	レジは、次の表に記載する使用料(予定)に対応する領収証書(M I N Aコイン決済の場合は、利用明細書。以下この表において同じ。)を発行できること。 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料(予定)</th></tr><tr><td>1 イベント交流ゾーン</td><td>1 枠につき1日1,000円</td></tr><tr><td>2 マルシェゾーン</td><td>1 平方メートルにつき1日100円</td></tr></table> ※ イベント交流ゾーン及びマルシェゾーンの使用料の額は、利用枠数・面積及び日数により変動するため、金額は手入力。	区 分	使用料(予定)	1 イベント交流ゾーン	1 枠につき1日1,000円	2 マルシェゾーン	1 平方メートルにつき1日100円
区 分	使用料(予定)							
1 イベント交流ゾーン	1 枠につき1日1,000円							
2 マルシェゾーン	1 平方メートルにつき1日100円							
11	書籍その他物品の販売	レジは、書籍その他物品(50品目以内を想定)の販売代金に対応する領収証書(M I N Aコイン決済の場合は、利用明細書。以下この表において同じ。)を発行できること。						
12	入場券・領収証書等の発行	レジは、入場券及び入場券と一体となった入場券控え兼領収証書、イベント交流ゾーン・マルシェゾーン使用料の領収証書及び書籍その他物品(50品目以内を想定)の販売代金の領収証書に、南島原市が指定する事項を印字できること。						
13	返金・取消	レジは、券売機において販売した入場券並びにレジにおいて販売した入場券、書籍その他物品の販売代金及び徴収したイベント交流ゾーン・マルシェゾーン使用料の払い戻し処理(決済方法別に区分して現金で返金することを想定)に対応できる機能を有すること。						
14	操作	レジは、施設に従事する職員が容易に操作できるものであること。						
15	操作	P O S 一体型レジ又はP O S 分割型レジの端末(パソコン等)において、入場料、イベント交流ゾーン・マルシェゾーン使用料及び書籍その他物品に係る品名及び単価の変更、追加、削除等の設定変更を施設の管理者が行える機能を有すること。						

※ レジにおいて発行する入場券及び入場券と一体となった入場券控え兼領収証書(M I N Aコイン決済の場合は、入場券控え兼利用明細書)の印字事項は、次のとおりであること。

(現金決済の場合)

No. 2027-999999 南島原市原城跡世界遺産センター ガイド施設 入場券 個人(一般) 大人 800 円 (税率 10%) 納付方法:【レジ】-【現金】 発行: 2027 年 00 月 00 日 00 時 00 分 (切り取り線) No. 2027-999999 南島原市原城跡世界遺産センター ガイド施設入場券 (控え兼領収証書) 個人(一般) 大人 800 円 (税率 10%) 納付方法:【レジ】-【現金】 2027 年 00 月 00 日 上記のとおり領収しました。 南島原市会計管理者 登録番号 T000000000000 【問合せ先(南島原市指定公金事務取扱者)】 南島原市指定公金事務取扱者の名称 南島原市指定公金事務取扱者の所在地 (TEL 電話番号)
--

(M I N Aコイン決済の場合)

No. 2027-999999 南島原市原城跡世界遺産センター ガイド施設 入場券 個人(一般) 大人 800 円 (税率 10%) 納付方法:【レジ】-【M I N Aコイン】 発行: 2027 年 00 月 00 日 00 時 00 分 (切り取り線) ※ この用紙は、領収書ではありません。 No. 2027-999999 南島原市原城跡世界遺産センター ガイド施設入場券 (控え兼利用明細書) 個人(一般) 大人 800 円 (税率 10%) 納付方法:【レジ】-【M I N Aコイン】 発行: 2027 年 00 月 00 日 【問合せ先】 施設管理業務等の受託者の名称 施設管理業務等の受託者の所在地 (TEL 電話番号)

※ レジにおいて発行するイベント交流ゾーン及びマルシェゾーンの使用料並びに書籍等の物品販売代金の領収証書(M I N Aコイン決済の場合は、利用明細書)の印

字事項は、次のとおりであること。

(現金決済の場合)

No. 2027-999999
領 収 証 書
領収金額：99,999 円 (税率 10%)
摘要：〇〇〇使用料
(南島原市原城跡世界遺産センター)
納付方法：【レジ】－【現金】
2027 年 00 月 00 日 上記のとおり領収しました。
南島原市会計管理者 登録番号 T00000000000000
〔問合せ先(南島原市指定公金事務取扱者)〕
南島原市指定公金事務取扱者の名称
南島原市指定公金事務取扱者の所在地
(TEL 電話番号)

(M I N Aコイン決済の場合)

※ この用紙は、領収書ではありません。
No. 2027-999999
利用明細書
金額：99,999 円 (税率 10%)
摘要：〇〇〇使用料
(南島原市原城跡世界遺産センター)
納付方法：【レジ】－【M I N Aコイン】
発行：2027 年 00 月 00 日
〔問合せ先〕
施設管理業務等の受託者の名称
施設管理業務等の受託者の所在地
(TEL 電話番号)

(3) P O Sシステム

P O Sシステム（以下「P O S」という。）は、券売機及びレジにおいて取り扱うガイダンス施設の入場券の販売、イベント交流ゾーン・マルシェゾーン使用料の徴収並びに書籍その他物品の販売データ（返金・取消処理データを含む。）を記録、集計、分析するために使用するもので、次に記載する要件（要件と同等以上の機能、効果が生ずる代替措置を講じる場合を含む。）の全てを満たすものとする。

番号	区 分	要 件
1	管理機能	P O Sは、券売機とレジにおいて取り扱うガイダンス施設の入場券、イベント交流ゾーン及びマルシェゾーン使用料並びに書籍その他物品（以下この表において「入場券その他物品等」という。）のマスターを一括して管理できること。
2	管理機能	P O Sは、券売機とレジにおいて取り扱う入場券その他物品等の販売データ（返金・取消処理を含む。以下この表において同じ。）を一括して管理できること。
3	管理機能	P O Sは、P O S一体型レジ又はP O S分割型レジの端末（パソコン等）を用いて、日々の入場券その他物品等の販売データをC S V形式で出力できること。
4	集計機能	P O Sは、日計、月計、累計及び決済手段（現金決済、キャッシュレス決済、M I N Aコイン決済）別計などのグループ別に集計し、P O S一体型レジ又はP O S分割型レジの端末（パソコン等）で表示させることができること。
5	集計機能	P O Sは、P O S一体型レジ又はP O S分割型レジの端末（パソコン等）を用いて、日計、月計、累計及び決済手段（現金決済、キャッシュレス決済、M I N Aコイン決済）別計などのグループ別の集計データをC S V形式で出力できること。
6	集計機能	決済代行業者において、キャッシュレス決済のブランド別の集計を行い、南島原市に提供できること。
7	データ参照・保存	P O Sは、入場券その他物品等の販売ジャーナルを10年間保存できること。

(4) 機器の保守等

導入する機器の操作説明・研修、セキュリティ及び保守は、次に記載する要件（要件と同等以上の機能、効果が生ずる代替措置を講じる場合を含む。）の全てを満たすものとする。

番号	区 分	要 件
1	操作説明・研修	キャッシュレス対応券売機、POSレジスター及びPOSシステム（以下この表において「導入機器等」という。）の操作説明及び操作研修を、それぞれ1回以上行うこと。
2	セキュリティ	導入機器等は、現金盗難防止等の物理セキュリティ及び不正アクセス防止等の情報セキュリティの機能を有すること。
3	保守	導入機器等の不具合、故障、操作支援等の問合せ（平日の午前8時45分から午後5時30分まで）に対応できる窓口を有すること。
4	保守	導入機器等の点検、故障等に関し、別途保守契約を締結し、対応できること。

第4 契約の期間

本業務の契約の期間（以下「契約期間」という。）は、契約締結日から令和9年3月29日までとする。

ただし、機器設置期限日、機器仮稼働期限日及び運用開始日（予定）は、次のとおりとする。

- ・ 機器設置期限日 ： 令和9年2月1日（月）
- ・ 機器仮稼働期限日 ： 令和9年3月1日（月）
- ・ 運用開始日（予定）： 令和9年3月19日（金）

第5 契約保証金

1 契約保証金の納付等

本業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、本業務の契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約日に南島原市に納付しなければならない。ただし、南島原市契約規則（平成18年南島原市規則第44号）第25条第3項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

2 契約保証金の還付等

納付された契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合においては、納付された契約保証金の全部又は一部を違約金にあてるものとする。

第6 業務完了届出等

本業務の受注者は、本業務の契約の履行が完了したときは、業務完了届出書及び業務完了報告書を南島原市（南島原市教育委員会文化財課）に提出しなければならない。なお、契約期間終了前に契約を解除された場合は、業務完了報告書を南島原市（南島原市教育委員会文化財課）に提出しなければならない。

第7 業務の調査及び検査

1 業務の処理状況の調査等

- (1) 南島原市は、受注者の業務の処理状況について調査し、若しくは受注者に対して必要な報告を求め、又は受注者の業務の処理に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 受注者は、南島原市の求めに応じて、業務の処理に係る資料（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録を含む。）を提出するものとする。

2 業務の検査

南島原市は、受注者から業務完了届出書の提出を受けたときは、当該報告書の提出のあった日から10日以内に業務の内容及び数量等の検収を行うものとする。

第8 業務の対象とする施設の内容（計画）等

世界遺産センターの施設内容（計画）並びに位置図、敷地の概要図、建物の概要図は、以下のとおりである。

南島原市原城跡世界遺産センター（仮称）の施設内容（計画）

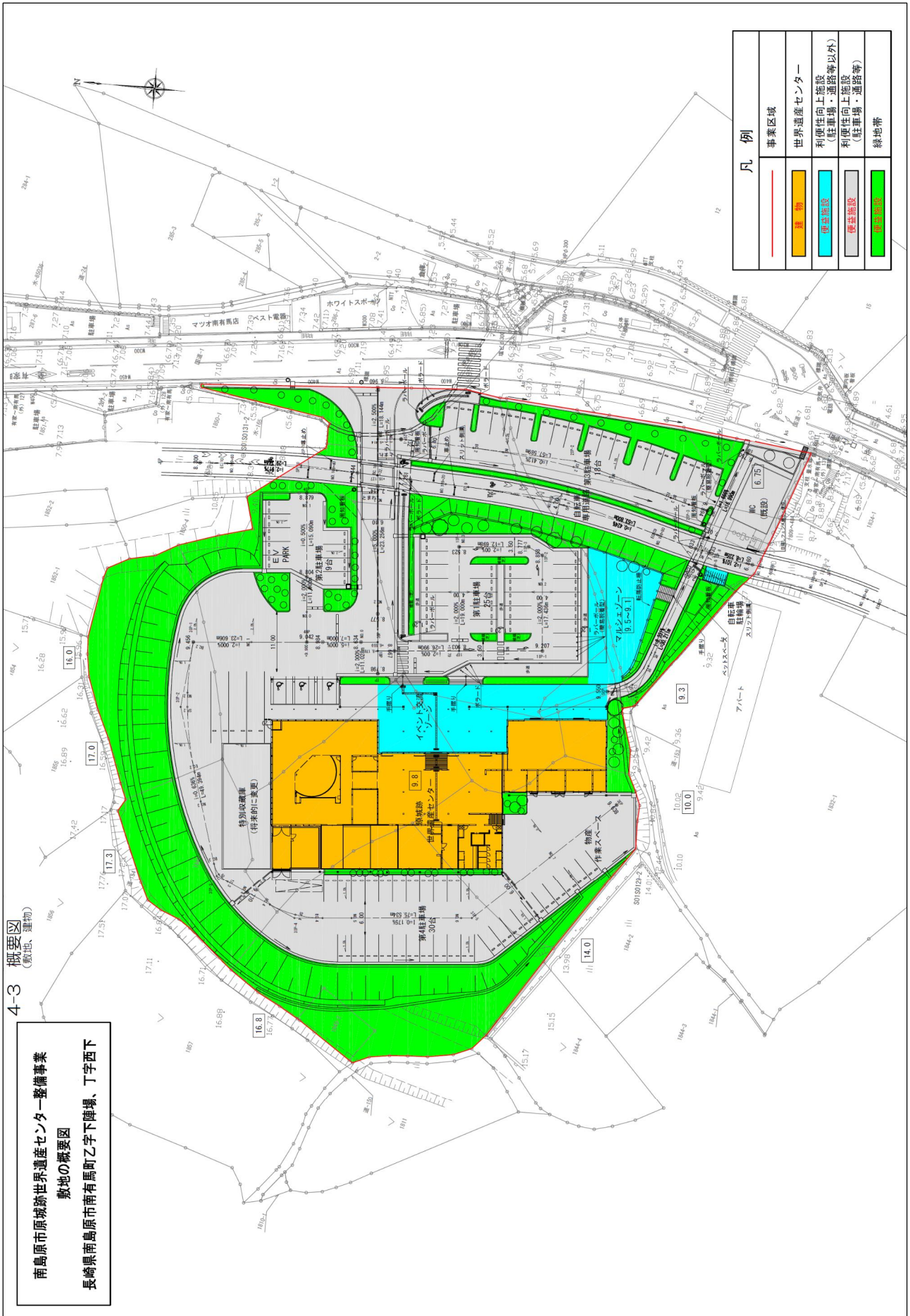
施設区分			該当施設・エリア
屋 内	ガイドンス施設		496㎡ 展示室〔385㎡〕、サテライト展示コーナー〔19㎡〕、収蔵庫〔44㎡〕、バックヤード〔28㎡〕、受付〔6㎡〕、控室・ストック〔14㎡〕
	便益施設①	管理・観光案内施設	438㎡ エントランスホール・通路・風除室〔222㎡〕、休憩スペース〔48㎡〕、管理事務室(執務及び応接スペース、湯沸室、受付)〔64㎡〕、倉庫〔24㎡〕、会議室〔80㎡〕
		利便性向上施設	64㎡ トイレ〔62㎡〕、授乳室〔2㎡〕
	物産施設		241㎡ 売り場及び付帯設備〔165㎡〕、事務室(執務及び応接スペース)〔20㎡〕、更衣休憩室〔10㎡〕、倉庫〔20㎡〕、キッチンコーナー〔8㎡〕、軽食コーナー〔18㎡〕
	計		1,239㎡
屋 外	便益施設②	利便性向上施設	6,301㎡ イベント交流ゾーン〔415㎡〕、マルシェゾーン〔310㎡〕、駐輪場〔15㎡〕、E.V.パーク〔13㎡〕、トイレ〔80㎡〕、駐車場・通路等〔5,468㎡〕
		緑地帯	2,754㎡ 植栽帯〔714㎡〕、管理用スペース〔374㎡〕、法面〔1,666.64㎡〕
	計		9,055㎡
	総 計		10,294㎡



4-3 概要図
(敷地、建物)

南島原市原城跡世界遺産センター整備事業
敷地の概要図

長崎県南島原市南有馬町乙字下降場、丁字西下



凡 例	
事業区域	
建物	世界遺産センター
駐車場	利便性向上施設 (駐車場・通路等以外)
歩道施設	利便性向上施設 (駐車場・通路等)
緑地帯	緑地帯

